

令和6年度 肝炎対策協議会（R7.1.30 議事録）

議題1 肝炎対策に係る本県の状況

<委員長>

県内について、減ってきているけどやっぱり全国に比べると、まだ多い。
特に肝硬変は毎年多い。ますます頑張っていけないといけないと思う。

議題2 第3次徳島県肝炎対策推進計画の進捗について

<委員長>

進捗状況につきましては、陽性者の受診率が低い、あとの指標については概ね近い値からクリアできているということで、受診率に関しても、アクションを起こしていこうということで、よろしいでしょうか。

<委員>

了承

議題3 徳島県肝疾患専門医療機関について

<委員長>

新規認定は問題なからうかと思えます。取消についてはいかがでしょうか。

<委員>

了承

<委員長>

先ほど県から言いましたように、研修会について、専門医療機関で出てきてない医療機関については、今後県から打診するということでございますが、あんまり出てきてないと取消もあり得る形で、少し強く言っていただいた方がいい。

治療法や助成についても、大幅に変わってきているところもあるので、出てきていただかないとやっぱりどうしようもないかと思う。

<委員>

了承

議題4 徳島県肝炎医療コーディネーターについて

<委員長>

コーディネーターの活動状況、それからプレミアムコーディネーターについて、久しぶりに認定するという事で、どんどん活動していただければと思う。

研修会とかイベントの際に、このプレミアムコーディネーターの方を中心にいろいろお手伝いいただいております、見える形になってきたと思う。

議題5 その他

<委員>

私からは、今年度の肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の予算で作成いたしました「啓発資料」をご覧ください。こちらのご説明と、もう一つ肝炎克服政策研究事業研究班から肝疾患専門医療機関を対象とした調査の協力が参りましたのでこちらについてご説明・ご報告いたします。まず、先生方御存知のとおり、ウイルス性肝炎を原因とする肝疾患に関しましては、無料検査、それから治療費助成、フォローアップ事業等々様々な助成制度がございます。ウイルス性肝炎の患者さん以外でも利用いただける身体障害者手帳、それから障害年金、指定難病などの福祉制度もございます。今回はこれらの医療福祉制度、それから B 型肝炎・C 型肝炎の給付金についてまとめた資料を作成しました。

患者さんの中には、これらの制度についてご存知ない方、それからどのように申請すればいいかと感じておられる方もおられると思うので、相談窓口や申請先についても中身にございます QR コードから、徳島県や関連機関の各制度の案内のホームページにアクセスできるように表示しております。

この資料を肝疾患患者さんの診察をされている先生方、それから肝炎ウイルス検査の委託医療機関や専門医療機関の先生方、保健所の先生方、そして肝炎医療コーディネーターにもお配りしまして、患者さんにご案内いただければと考えておりますので活用どうぞよろしくをお願いします。また各施設には郵送でお送りするようにしておりますのでよろしくお願いたします。

続きまして、肝疾患専門医療機関を対象としました院内の肝炎ウイルス陽性者対策の実態調査についてご説明いたします。この内容に関しましては、各医療機関の病床数、専門医およびコーディネーター等の在籍状況、肝炎ウイルス陽性者の対応についての調査となります。

実は今回 2 回目になり、以前 3～4 年前に専門医療機関で入院病床があるところを中心に調査をお願いしたところであります。本県、32 の肝疾患専門医療機関がありますが、入院病床がない医療機関を対象とするかどうか、現在、研究班に問い合わせ中でございます。準備が整い次第、各専門医療機関へ郵送等でご案内いたしますので、該当の医療機関の先生方には、どうぞご協力をお願いいたします。

<委員長>

(啓発資料について) 2000 部作ったんでしたっけ。

<委員>

第1弾として2000部を作っております。

<委員長>

これ非常によくできてると思いますが、これどこかを参考にしたのですか。

<委員>

B型肝炎弁護団の方たちが、最初に制度やB型肝炎訴訟に関する徳島県の患者向けのものを作っていたのがあり、それ以外にも患者会の方たちが全国でいろんなものを作っております。それを参考にさせていただいたりしながら、徳島県版を作成しました。

<委員長>

ぜひ使っていただければと思います。

<委員>

啓発資料の「5 特定医療費指定難病助成制度」の「自己免疫性肝炎」について、どれぐらいの病態で通るのか。

<委員>

重症度の範囲判定は、難病センターの情報をいつも先生方と確認している。

<事務局>

難病は、認定基準が厚生労働省から公表されておりますので、審査員の先生の裁量というのではない状態で審査させていただいている。

<委員>

分かりました。

以上